

令和5年度

第5回豊頃町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月31日（火）午後1時30分～午後2時40分
- 2 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
- 3 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	山崎仁志	出	8	加島富浩	出
2	日下貴弘	出	9	森川聡	出
3	川口亜矢子	出	10	田頭綾子	出
4	熊野信夫	出	11	山田雅江	出
5	相澤博美	出	12	間所明暁	出
6	河崎正己	出	13	相澤和幸	出
7	永原和也	出	14	井下睦男	出

4 議事日程

議案第1号 土地の現況証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

5 臨席者

6 事務局 林谷一徳事務局長 笠間一秀事務局次長 岡部真由美事務員

7 署名委員 議席9番 森川 聡 議席10番 田頭綾子

局 長	<p>お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、只今から第5回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さまには、何かとお忙しい中、本日の総会にご出席いただきましてありがとうございます。早いもので、今年も残すところ2か月余りとなりました。収穫作業も最終段階に入りまして、畑関係では、ビート・大豆等がメインに残っているのではないかと考えております。猛暑等、気温の高い状況によって手亡や小豆等、後で花が咲いたりし、豆落としては大変ご苦労なされたのではないかと考えています。今年は、猛暑、猛暑で金額的にも、品質的にも厳しい年になったのではないかと考えております。</p> <p>本日の総会ですけれども、今まで11月にまとめてやっていた更新案件について、10にも前倒しで行うことと決めました。通常11月は案件が多く時間が掛かってしまうので、このような方法で行うこともいいのではと考えております。早速総会資料に基づきまして始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号9番 森川 聡 委員、10番 田頭綾子 委員にお願ひしたいと思っております。</p> <p>経過報告等を事務局からお願ひします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今、経過報告等説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いと言う事ですので、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議案書1ページになります。議案第1号「土地の現況証明願について」を議題と致します。事務局、「番号1番」の説明をお願ひします。</p>

<p>次 長</p>	<p>議案第 1 号「土地の現況証明願について」 ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。土地については、 並びに 、地目は公簿「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、面積は合計 m^2、調査地目は「雑種地」です。土地の所有者及び申請者は、 。申請目的は地目変更登記のためです。</p> <p>申請位置図を 2 ページに添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきましては、10 月 19 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員からご説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>6 番です。只今、事務局から説明がありましたように、ここは、 で住宅や建物が建っていたところで、面積も小さく畑に戻すことは不可能と思われるので、よろしくご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いということですので、このように決定いたします。続きまして、議案書 3 ページになります。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局、「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
<p>次 長</p>	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（使用貸借）」についてご説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして、農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。本案件は、親子間における経営移譲によるものであり、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可しない要件には該当しないため、許可の要件は、すべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、「番号 1 番」です。譲渡人は、 、譲受人は で土地につきましては、ほか 筆で、公簿は「畑」、「雑種地」、「宅地」で、現況は「畑」です。面積は合計 m^2です。経営内容以降につきましては、ここに記載のとおりとなっております。使用貸借の期間は 10 年間、始期は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日です。</p>

	<p>4 ページに申請位置図を、5 ページ、6 ページに内地番求積図を添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10 月 19 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6 番です。只今、事務局から説明がありました通り、親子間の経営移譲に係る案件でして、土地はすべて の本地でありまして、地域的にも何ら問題あるとは思いませんので、ご審議よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案書 7 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局、「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借）」についてご説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして、農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。本案件についても、親子間における経営移譲によるものであり、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可しない要件には該当しないため、許可の要件は、すべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、「番号 1 番」です。譲渡人は、 、譲受人は です。土地につきましては、 筆で、公簿は「畑」、「公衆用道路」で、現況は「畑」です。面積は合計 m²です。経営内容以降につきましては、ここに記載のとおりとなっております。賃貸借の期間は 10 年間、始期は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日です。借賃は年額 円、10a 当たり 円となっております。</p> <p>9 ページと 14 ページに申請位置図を、10 ページから 13 ページに内地番の求積図を添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>

議長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10月19日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員からご説明をお願いします。</p>
委員	<p>6番です。この件につきましても、先ほど事務局から説明があったとおりで、親子間で経営移譲による賃貸借で、畑についても、全ての本地なので、地域的には何ら問題無いと思われます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>無いということですので、このように決定させていただきます。続きまして、議案書15ページになります。議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。関連がございますので、「番号1番、2番」について、一括で説明をお願いします。</p>
次長	<p>議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」 ご説明致します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たす者の同意と考えます。</p> <p>それでは議案書16ページ、「番号1番及び2番」について説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、 、利用権設定等の種類は賃貸借設定で、期間は10年間、始期は令和5年12月1日から終期は令和15年11月30日です。</p> <p>「番号1番」の利用権の設定をする方は、 、土地につきましましては、 、地目は、公簿「原野」、現況は「畑」です。面積は㎡、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載の通りです。申請位置図につきましては23ページに添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>続きまして、「番号2番」の利用権の設定をする方は、 ほか</p>

	<p>名、土地については、地目は公簿、現況共に「畑」、面積は合計 m^2 で、借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。申請位置図を 24 ページに、内地番の求積図を 25 ページに添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番、2 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 16 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります加島委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8 番です。同一条件の更新ということ、また、農地も適正に使われていますので、問題無いかと思われまますのでご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、関連がございますので「番号 3 番から 6 番」について、一括で説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 3 番から 6 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、 で、利用権設定等の種類はすべて賃借権設定で、設定期間は 5 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 10 年 11 月 30 日です。</p> <p>それでは、「番号 3 番」の利用権の設定を受ける方は、 さん、土地については、 筆、地目は公簿「畑」、「山林」、現況はすべて「畑」、面積は合計 m^2 です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>申請位置図を 26 ページに添付しております。水玉模様で表示している所が、本件の申請地となります。また、27 ページに内地番求積図を添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>続いて「番号 4 番」の利用権の設定を受ける方は、 、土地については、 筆、地目は公簿「山林」、「畑」、「牧場」、現況はすべて「畑」で、面積は合計 m^2 です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 26 ページに添付しております。斜線で表示している所が、本件の申請地となります。ま</p>

	<p>た、28 ページから 31 ページに内地番求積図を添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>続いて、17 ページ「番号 5 番」の利用権の設定を受ける方は、さん さん、土地については、筆、地目が公簿、現況共に「畑」で、 面積は合計 m²です。借賃は年額 円、10a 当たり 円 で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 26 ページに添付しております。 波線で表示している所が本件の申請地となります。また、内地番求積図を 32 ページに添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>続いて「番号 6 番」の利用権の設定を受ける方は、さん、土地につ いては、筆。地目は、公簿、現況共に「畑」で、面積は m² です。借賃は年額 円、10a 当たり 円。支払方法は記載のと おりです。申請位置図を 26 ページに添付しております。格子模様で表示した 所が、本件の申請地となりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 3 番から 6 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10 月 16 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員でありま す加島委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8 番です。4 案件とも同一条件の案件ということで、現地調査をして参りま したが、適正に使用されているということで、問題無いかと思われまので、 審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、関連がございますので事務局「番号 7 番から 9 番」について、 一括で説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 7 番から 9 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を する方は、さんで、利用権設定等の種類はすべて賃借権設定 で、設定期間は 5 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 10 年 11 月 30 日です。</p> <p>それでは、「番号 7 番」の利用権の設定を受ける方は、さん、 土地については、筆、地目は公簿、現況共に「畑」で、面積は</p>

	<p>合計 m^2です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>申請位置図を 33 ページに添付しております。波線で表示している所が、本件の申請地となりますのでご確認ください。</p> <p>続いて「番号 8 番」の利用権の設定を受ける方は、円、土地については、筆、地目は公簿、現況共に「畑」で、面積は合計 m^2です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 33 ページに添付しております。色の濃い斜線で表示している所が、本件の申請地となりますのでご確認ください。</p> <p>続いて「番号 9 番」の利用権の設定を受ける方は、円、土地については、筆、地目が公簿、「畑」、「牧場」、現況は「畑」で、面積は合計 m^2です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 33 ページに添付しております。色の薄い斜線で表示している所が本件の申請地となりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 7 番から 9 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10 月 16 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります加島委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8 番です。この 3 案件とも、適正に処理されておりました、同一条件の更新ということで、問題無いと思われしますので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 18 ページ、「番号 10 番」の案件ですが、</p> <p>(退席する。)</p> <p>それでは、再開します。事務局「番号 10 番」について説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 10 番」について説明いたします。利用権の設定を受ける方</p>

	<p>は、 、利用権の設定をする方は、 さん、土地については、 。地目は公簿・現況共に「畑」です。面積は合計 m²、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和5年12月1日から終期は令和15年11月30日までです。借賃は年額 円、10aあたり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を34ページに添付しておりますので、ご確認下さい。 以上で「番号10番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10月16日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。この件につきましては加島委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番です。農地パトロールの際にこの案件を現地調査してまいりました。同一条件の更新ということで、農地も適正に使われていましたのでご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩します。 (復席する。) それでは、再開します。 させていただきます。 続きまして「番号11番、12番」について、一括して説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号11番、12番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、 さんで、利用権設定等の種類はすべて賃借権設定です。 それでは、「番号11番」の利用権の設定を受ける方は、 さん、土地については、 、地目は公簿、現況共に「畑」で面積は合計 m²です。賃借権設定期間は5年間、始期は令和5年12月1日から終期は令和10年11月31日までです。借賃は年額 円、10aあたり 円で、支払方法は記載のとおりです。 申請位置図を35ページに添付しておりますのでご確認下さい。</p>

	<p>続いて「番号 12 番」の利用権の設定を受ける方は、さん、土地については、 筆、地目は公簿、「雑種地」、「畑」、現況は「畑」、面積は合計 m^2です。賃借権設定期間は 10 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 15 年 11 月 31 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 36 ページに添付しておりますのでご確認下さい。</p> <p>以上で「番号 11 番、12 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10 月 16 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります相澤委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13 番です。今、事務局から説明があったとおりでして、同一の継続案件ということで、何ら、問題無いと思われます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号 13 番、14 番」について一括で説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 13 番、14 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、 さんで、利用権設定等の種類はすべて賃借権設定で、設定期間は 10 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 15 年 11 月 30 日です。</p> <p>それでは、「番号 13 番」の利用権の設定を受ける方は、 さん、土地については、 、地目は公簿、現況共に「畑」で面積は m^2です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>申請位置図を 37 ページに添付しております。薄い斜線で表示しているところが、本件の申請地ですのでご確認下さい。</p> <p>続いて「番号 14 番」の利用権の設定を受ける方は、 さん、土地については、 筆、地目は公簿、現況共に「畑」、面積は合計 m^2です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 37 ページに添付しております。濃い斜線で表示しているところが、本件の申請地ですのでご確認下さい。</p>

	<p>以上で「番号 13 番、14 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10 月 16 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります相澤委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13 番です。これも、今事務局から説明がありましたが、先ほど同様継続案件でありまして、また 10 年間という、長い間のお話となりました。地元でも問題無いと思われまますので、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書 19 ページになります。「番号 15 番」について説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 15 番」について説明いたします。利用権の設定を受ける方は、 さん、利用権の設定をする方は、 さん、土地については、 筆。地目は公簿、「畑」、「雑種地」、「宅地」、「山林」、現況は「畑」です。面積は合計 m^2、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 15 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 38 ページに、内地番求積図を 39 ページに添付しておりますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で「番号 15 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 17 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4 番です。同一条件での更新となっておりますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議	長	無いということですので、このように決定させていただきます。 続きまして、「番号 16 番」について事務局説明をお願いします。
次	長	「番号 16 番」について説明いたします。利用権の設定を受ける方は、 、利用権の設定をする方は、 、 土地については、 筆。地目は公簿・現況共に「畑」、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和5年12月1日から終期は令和10年11月30日までです。借賃は年額 円、10aあたり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を40ページに、内地番求積図を41ページに添付しておりますので、ご確認下さい。 以上で「番号 16 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、9月16日に現地調査を実施しております。この案件につきましては、私の方から説明いたします。 この案件も同一条件の更新ということで、地元としても何ら問題ありませんので、ご審議の程よろしく願いいたします。 この件につきまして何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	無いということですので、このように決定させていただきます。 続きまして、「番号 17 番」について事務局説明をお願いします。
次	長	「番号 17 番」について説明いたします。利用権の設定を受ける方は、 、利用権の設定をする方は、 さん、土地については、 。地目は公簿「原野」、現況は「畑」です。面積は m ² 、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和5年12月1日から終期は令和10年11月30日までです。借賃は年額 円、10aあたり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を42ページに添付しておりますので、ご確認下さい。 以上で「番号 17 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、10月17日に農地パトロールに併せ現地調査を実施しております。この案件につきましても、私の方から説明いたします。 同一条件の更新ということで、地域的にも問題ございませんので、ご審議の程よろしく願いいたします。

	<p>この件につきまして何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号 18 番」の案件ですが、_____ ですので、 _____ をお願いします。</p>
	<p>(_____ 退席する。)</p>
議長	<p>それでは、再開します。事務局「番号 18 番」について説明をお願いします。</p>
次長	<p>「番号 18 番」について説明いたします。利用権の設定を受ける方は、 _____ さん、利用権の設定をする方は、_____ さん、土地については、 _____。地目は公簿・現況共に「畑」です。面積は _____ m²、利用権 設定等の種類は、賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 5 年 12 月 5 日か ら終期は令和 10 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 _____ 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 43 ページに添付しており ますので、ご確認下さい。 以上で「番号 18 番」の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 18 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。この件につきまし ては、山崎代理からご説明をお願いします。</p>
委員	<p>1 番です。この案件は同一条件での更新でございます。畑の方も適正に使用 されていますので、何ら問題無いと思われれますので、ご審議よろしくお願 いいたします。</p>
議長	<p>只今、山崎代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩します。 (_____ する。)</p>

	<p>暫時休憩します。</p> <p>(復席する。)</p> <p>それでは、再開します 報告させていただきます。</p> <p>続きまして議案書 20 ページ、「番号 22 番」の案件ですが、お願いします。</p> <p>(する。)</p> <p>それでは、再開します。事務局「番号 22 番」について説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 22 番」について説明いたします。利用権の設定を受ける方は、 さん、利用権の設定をする方は、 さん、土地については、 。地 目は公簿・現況共に「畑」です。面積は m²、利用権設定等の種類は、賃 借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 10 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方 法は記載のとおりです。申請位置図を 50 ページに添付しております。縦線で 表示しているところが本件の申請地ですのでご確認下さい。</p> <p>以上で「番号 22 番」の説明を終わります。</p>
次 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、10 月 19 日 に農地パトロールに併せ現地調査を実施しております。この件につきましては 河崎委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6 番です。同一条件での更新となります。現地も適正にしようされ問題無い と思われますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩します。</p> <p>(する。)</p> <p>それでは、再開します。 させていただきます。</p>

<p>次 長</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして、「番号 23 番から 25 番」について事務局一括で説明をお願いします。</p> <p>「番号 23 番から 25 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、 、 さんで、利用権設定等の種類はすべて賃借権設定で、設定期間は 5 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 10 年 11 月 30 日です。</p> <p>それでは、「番号 23 番」の利用権の設定を受ける方は、 、 土地については、 、地目は公簿・現況共に「畑」で面積は合計 m^2 です。借賃は年額 円、10a 当たり 円 で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>申請位置図を 50 ページに添付しております。格子模様で表示している所が、本件の申請地となります。また、54 ページに内地番求積図を添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>続いて「番号 24 番」の利用権の設定を受ける方は、 、 さん、土地については、 筆、地目は公簿「畑」、「原野」、「山林」、現況はすべて「畑」で、面積は合計 m^2 です。借賃は年額 円、10a 当たり 円 で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 51 ページに添付しております。縦線で表示している所が、本件の申請地となります。また、52 ページ、53 ページに内地番求積図を添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>続いて、「番号 25 番」の利用権の設定を受ける方は、 、 土地については、地目が公簿、現況共に「畑」で、面積は m^2 です。借賃は年額 円、10a 当たり 円 で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 51 ページに添付しております。波線で表示している所が本件の申請地となります。また、内地番求積図を 55 ページに添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 23 番から 25 番」の説明を終わります。</p> <p>只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 19 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります間所委員からご説明をお願いします。</p> <p>12 番です。内容につきましては、事務局から説明があった通りです。3 案件とも、今まで賃貸借が組まれていた案件で、同一条件の更新ということで、何ら問題無いと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>只今、間所委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け</p>
---	--

	賜わりたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	無いということですので、このように決定させていただきます。 続きまして、議案書 22 ページ「番号 26 番、27 番」について事務局一括で説明をお願いします。
次長	「番号 26 番、27 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、 さんで、利用権設定等の種類はすべて賃借権設定で、設定期間は 4 年間、始期は令和 5 年 12 月 1 日から終期は令和 9 年 11 月 30 日です。 それでは「番号 26 番」について説明いたします。利用権の設定をする方は、被相続人 、相続人は、 名、土地については、 。地目は公簿・現況共に「畑」です。面積は m ² 。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 56 ページに添付しております。斜線で表示している所が本件の申請地ですので、ご確認下さい。 続いて「番号 27 番」について説明いたします。利用権の設定をする方は、被相続人 、相続人は、 さんほか 2 名、土地について 。地目は公簿・現況共に「畑」です。面積は合計 m ² 。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。申請位置図を 56 ページに添付しております。塗りつぶしている所が本件申請地ですので、ご確認下さい。 以上で「番号 26 番、27 番」の説明を終わります。
議長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 20 日の農地パトロールに併せて現地調査を実施しております。地元委員であります、森川委員からご説明をお願いします。
委員	9 番です。内容につきましては、事務局から説明があった通りです。2 案件とも、更新案件で、同条件、内容かわらずということで、何ら問題無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	只今、森川委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。

議 長	無いということですので、このように決定させていただきます 本日の議案の審議は以上となります。事務局から連絡事項等がございますので よろしくをお願いします。
事 務 局	(連絡事項説明) ・ 地区別農業委員研修会 ・ 翌月の現地調査・調整会議の日程協議
議 長	只今、事務局から連絡事項等がありましたが、ご質問等ございますか。
委 員	ありません。
局 長	以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 から、ご挨拶をいただきます。
会 長	(閉会の挨拶) 皆様のご協力を頂きまして、本日予定しておりました議案全てを終了することができました。先日、町内でも農作業事故がございました。収穫作業が最終段階に入る訳ですが、夕方暗くなるのが早くなりますので、事故に注意しながら、収穫作業の方を進めていただきたいと思います。来月 15 日に研修会、また、16, 17 日と現地調査・調整会議がございますので併せてよろしくお願ひしたいと思います。 本日は、ご苦勞様でした。ありがとうございました。
	閉 会